

別添 /
3-6-4

核兵器不拡散条約署名の際の
日本国政府声明

昭 4 5 . 2 3

日本国政府は、核兵器の拡散が核戦争の危険を増大させると信じており、核兵器の拡散を防止することは世界平和維持に関する日本国政府の政策と一致するものであるので、この条約の精神に賛成してきた。

日本国政府は、以下に述べる基本的考え方に基づきこの条約に署名する。

日本国政府は、この条約が核軍縮の第一歩になるものと確信し、またこの条約を効果あらしめるため、できるだけ多くの国がこの条約に参加することを望むものである。特に、核兵器を保有しているながら、未だこの条約に参加の意図を示していないフランス共和国政府及び中華人民共和国政府が速やかに条約に参加して、核軍縮のための交渉を誠実に行なうよう希望するが、それまでの間でも、この条約の目的に反するような行動をとらないよう希望する。

日本国政府声明

この条約は現在の核兵器国に対してのみ核兵器の保有を認めるものである。このような差別はすべての核兵器国が核兵器を自国の軍備から撤廃することによつて窮極的には解消されなければならないものであるが、それまでの間核兵器国は特別な地位にあると同時に特別の責任を負うものであるとの自覚がなければならない。

この条約は、核兵器その他の核爆発装置又はその管理の取得のみを禁止の対象とするものである。従つて、非核兵器国は、この条約によつて、原子力平和利用の研究、開発、実施及びこれらのための国際協力をいかなる意味においても妨げられてはならないし、これらの活動のいかなる面においても差別的な取扱をされてはならない。

日本国政府は、以上の基本的考え方に基づき次の諸点に強い関心を有することを表明する。

これらの問題は、日本国政府が本条約を批准するに当り、また将来条約締約国として条約運用の再検討に参加する

際においても、強い関心を払うであろうことを強調する。

I 軍縮および安全保障

1. この条約の第6条で、締約国は、「核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置につき、並びに嚴重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行なうことを約束」している。日本国政府は、特に核兵器国がこの約束に従い、具体的な核軍縮措置をとることが、この条約の目的実現のため必要であると考え、わが国も軍縮委員会のメンバーとして、軍縮の促進に協力する考えである。
2. 日本国政府は条約の前文に、「諸国が、国際連合憲章に従い、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使をいかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しな

4

い他のいかなる方法によるものも慎まなければならない」との規定が設けられたことを重視し、核兵器国が非核兵器国に対し、核兵器を使用し又はその威嚇をしてはならないことを強調する。

3. 同様に、日本国政府は、核兵器の使用を伴う侵略の犠牲又はそのような侵略の威嚇の対象となつた条約締約国である非核兵器国に対しては、国連憲章に従い、援助提供のため直ちに安全保障理事会の行動を求め、意図がある旨確認した米、英、ソの宣言を重視すると共に、核兵器国が非核兵器国の安全保障のための実効ある措置につき更に検討を続けることを希望する。

4. 日本国政府は、条約批准までの間、軍縮交渉の推移、安全保障理事会による非核兵器国の安全保障のための決議の実施状況に注目すると共にその他日本国の国益確保の上から考慮すべき問題につき引き続き慎重に

検討するであらう。

5. 日本国政府は、条約第10条に、「各締約国は、この条約の対象である事項に関連する異常な事態が自国の至高の利益を危うくしていると認めるときは、その主権の行使として、この条約から脱退する権利を有する。」と規定されていることに留意する。